



「100万円」：遡って返却を！

理事会：補助金減額に「幾らか」言わず、個別責任も果たさず

「質問状」に文書回答なし

私たち教職組は、2010年6月21日付けで、理事長のいわゆる「100万円増額」問題で、中川専務理事に対して「質問状」を提出し、文書回答を求めました（組合ニュース第297号に掲載）。しかし、2週間以上も何の回答もないため、7月6日付けで全く同じ質問を列挙した「再質問状」を出しました。

3 役交渉

7月15日に「100万円増額」問題で行われた理事会側との3役交渉について以下にご報告します。理事会は、今回も文書回答はしませんでした。（以下に①～④の「再質問」は、「再質問状」での問いに該当します。理事会の回答者はすべて中川専務です。教職組側の出席者は、荒川委員長、木津副委員長、田村書記長です。）

再質問①役員報酬に、理事会が「ノーコメント」の理由は何か

理事会「理事会は、役員報酬を組合結成以来一貫して労使の交渉事項とはみなさない」

教職組「何を交渉事項とするかは労使協議で決めることだ。一方的な除外を我々は認めていない。役員報酬は人件費に入っているか」

理事会「入っている」

教職組「ならば、役員報酬は、教職員の給与と連動している。独立項ではない。労使交渉事項だ。当然、役員報酬を明らかにせよ」

理事会「・・・」

教職組「理事会が法廷に出している準備書面Ⅱ（2010.7.1）には『賞与の原資の多くがご父母からの学納金であることを考慮すると、世間相場とかけ離れた賞与が支給された場合にご父母の理解を得ることができず』とある。自分たちは世間相場から離れた報酬を得、従って、文科省から『好ましくない』と言われた、恥ずかしくないか」

理事会「今回は回答のみだ」

再質問②増額が「好ましくない」ならば「元に戻しかつ返却せよ」に賛成か、反対か

理事会「理事長の要請にもとづいて新たな決定をした。この決定には、返却という言葉は存在しない」（中川）

教職組「いや、再質問状では、あなたは返却に反対か、賛成かを聞いている」

理事会「賛成でも反対でもない」

教職組「何故か」

理事会「増額分を返すという概念がない」

教職組「理事会は昨年増額の決定をし、文科省に『好ましくない』といわれ、下げざるを得なかった。ならば「戻し、返却する」という新たな決定をす

ればよいだけだ。決定をする気はないか」

理事会「ない」

教職組「私学団体の会長で尽力したから増額と言っているが、団体が払うべきだ。北陸大学ではない」

「学納金が支払われずにやめていっている学生もいる。こんな時に、巨額の増額。だから返却させる新たな決定をすればよい」

再質問③北陸大学への補助金の「減額」（第1回団交で中川専務理事）問題

教職組「具体的に幾らの減額か」

理事会「幾らか、言えない。①と関係しているので」

再質問④時間外・休日出勤の不払い、「100万円増額」「学内食堂で私企業の食品製造、理事長親族企業からの不動産購入・・・と続く理事会の不祥事に対してどのように責任をとるか

理事会「地域から信頼される大学造りで責任を果たす」

教職組「訪問校で『ひどい』と言われている。バケツに穴を開けたままで、水を入れても水はたまらない。具体的な責任の取り方は何か」

理事会「個別については特になし」

「二教授即時復職要求」賛同署名提出

今年5月13日から始まった「田村・ライヒェルトを支援する会」による「二教授即時復職要求」賛同署名活動は、1,566枚7,503筆という多数の方のご協力を得ることができました（その後追加で1568枚、7513筆）。しかしながら、大学理事会への署名提出についてはすんなり事が運びませんでした。約束日時であった9月6日、白鳥路ホテルロビーにおいて、専務理事、常務理事を含む大学側代表に、支援する会共同代表と組合が署名を渡そうとしたにもかかわらず、マスコミが同席しており取材は想定外、との理由で受け取りを拒否されました。

その後、支援する会共同代表と組合は大学側へ何度かの接触を試み、ようやく9月13日、事務の受付に置く、という形で署名は提出されました。当日は、大学入り口で全車が検閲され、また要所に事務員が配置される物々しさ。それだけでも「公明正大」を嫌う本学の特徴が露呈していました。

理事会が自分たちの行ったことを正しいと思うならば、堂々とマスコミに説明すれば済むこと。それを拒否していることで、やましさがあるのではないか、と社会から見られることに気づいていないのでしょうか。

また、大学職員で署名した人にも役職者から圧力がかけられました。署名における要求内容は極めて常識的なものであり、だからこそ7,513筆の賛同を得たのです。署名をしたことを非難する神経が、大学を蝕んでいるとも言えるでしょう。また、この署名は組合活動の一環でもあります。このような圧力は、明らかな不当労働行為であり違法です。今後、このようなことが起きれば、広く世間に違法性を訴えることになることを警告しておきます。

ご署名下さった金沢市民、石川県民の方々、組合の方々、そして全国規模で署名に取り組んでくださった方々に感謝致します。ありがとうございました。